

三条市 伴走型 出産・子育て 応援事業

安心して出産・子育てできるように、妊娠・出産・子育てまで継続する「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などの経済的負担を軽減するための「出産・子育て応援給付金」の一体的事業を実施しています。

対象者

三条市に住民票のある、令和4年4月1日以降に妊娠、出産された方（これから出産する方、妊娠届を提出される方を含みます。）

事業内容

●伴走型相談支援

保健師等による面談を実施します。妊娠・出産・子育てについて知りたいことや気になることなど、お気軽にご相談ください。

●出産・子育て応援給付金

妊娠届出時、出産後に面談を受け、申請された方に出産・子育ての経済的負担をサポートするため、現金を給付します。

時期	妊娠届出時	妊娠8か月頃	出産後 (こんにちは赤ちゃん訪問時等)
面談対象者	妊婦、その家族	希望する妊婦、 その家族	産婦、その家族 (養育者)
給付金	出産応援給付金 妊婦1人当たり5万円	—	子育て応援給付金 子ども1人当たり5万円

※申請時に振込先の口座情報が確認できるものをご用意ください。

①振込先の口座情報が確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカード）

②身分証明書の写し（運転免許証またはマイナンバーカード）を添付ください。

※申請者本人名義の口座を指定してください。

お問い合わせ

三条市教育委員会 子ども家庭サポートセンター 総合支援係

電話：0256-45-1114

出産・子育て応援給付金に関するQ & A

Q 1 出産・子育て応援給付金の申請から受け取りまでどのくらいかかりますか。

A 1 申請書を受理した後、2か月以内に指定の口座に出産・子育て応援給付金を振り込みます。

Q 2 双子を妊娠・出産した場合、出産応援給付金10万円、子育て応援給付金10万円を受け取ることができますか。

A 2 出産応援給付金5万円、子育て応援給付金10万円を給付します。

Q 3 妊娠届出後に流産・死産となった場合、給付の対象になりますか。

A 3 出産応援給付金の対象となります。

Q 4 里帰り先でこんにちは赤ちゃん訪問を受けた場合、三条市と里帰り先の市区町村のどちらに子育て応援給付金の申請をすればよいですか。

A 4 住民票がある三条市に申請してください。

Q 5 三条市で面談を受けた後に、出産・子育て応援給付金の申請をしないまま他市区町村に転出しました。この場合でも出産・子育て応援給付金は受け取れますか。

A 5 転出先の市区町村で面談を受けていただければ転出先の市区町村で申請することが可能です。